

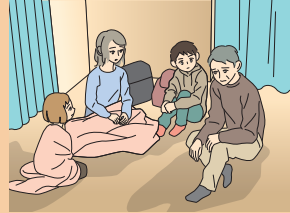
ii . 救援の仕組み

- 救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

※ 指定都市にあっては、指定都市の長が中心となって、救援活動を実施します。

救援に関する措置

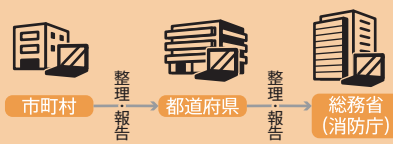
避難住民の受入れは、**政府の明確な方針**の下、**都道府県が主体的な役割を担う**こととされており、避難先地域の都道府県知事は、受入れ地域(市町村)の決定・通知を行った上で、**救援を実施**します。



- 救援の指示(国)** ▶ 所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示(法74条)
- 避難措置の指示(国)** ▶ 国の方針として、具体的な要避難地域及び避難先地域を指示(法52条)
▶ 指示を行う場合、双方の知事から意見聴取(基本指針)



安否情報を国・地方公共団体に共有(LGWAN回線を利用)



※ 都道府県の区域を越える住民の避難を想定

